

住宅リフォーム事業者団体の登録について

1. 住宅リフォーム事業者団体の登録

住宅リフォーム事業者団体登録規程の定める一定の要件を満たす者は、国土交通省に備える住宅リフォーム事業者団体登録簿に登録することができます。

2. 登録の有効期間

住宅リフォーム事業者団体の登録の有効期間は3年間です。

なお、登録の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の90日前から30日前までに登録の更新申請を行うことが必要です。

3. 登録申請（新規・更新）・変更の届出等に必要な書類

表1の「登録申請（新規・更新）に係る必要書類一覧」及び表2の「変更の届出等に係る必要書類一覧」を参照してください。

4. 提出先窓口

国土交通省住宅局住宅生産課になります。

提出方法等については、窓口にご照会ください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅リフォーム事業者団体登録制度 担当

電話番号 03-5253-8111

表1 登録申請(新規・更新)に係る必要書類一覧

【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

番号	書類の名称	規程の条文	備考
1	住宅リフォーム事業者団体登録申請書	第四条第一項 【様式第一号】	
2	誓約書	第四条第三項第一号 【任意の様式】	参考様式が国交省HP内にあり https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000090.html
3	法人の履歴事項全部証明書	第四条第三項第二号	・主たる事務所所在地の法務局(登記所)発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
4	業務の状況に関する書面	第四条第三項第三号	・直近2年の事業報告書等
5	財産の状況に関する書面		・直近2年の貸借対照表及び損益計算書
6	定款・規約	第四条第三項第四号	・登録の要件等が確認できるもの
7	返信用封筒(A4サイズ、宛先を記載の上140円分の切手を貼付) ※A4サイズが送付できるレターパック等でも可	-	

(注1) 提出する部数は、正本1部(番号4～6については、2部)。

(注2) 登録申請書は、規程第7条第1項に該当する事由の有無の審査のため、登録を実施するために提出した書類に記載の情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。

表2 変更の届出等に係る必要書類一覧

【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

届出等の種類	提出書類	規程の条文	変更事項											備考
			名称(略称)	主務官庁	事務所の所在地	役員等		担当者の氏名・連絡先	構成員に関する事項	人材育成計画	相談等窓口の体制・連絡先	ホームページアドレス	その他	
						就任	退任							
第四条第一項														
			一号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号		
変更	住宅リフォーム事業者団体登録簿登録事項変更届出書	第十条第一項【様式第四号】	○	○	○	○	○	○		○	○	○	(注2)参照	
	添付書類 誓約書	【任意の様式】				○							・新規に役員等が就任する場合のみ添付必要	
	法人の履歴事項全部証明書	-	○		○	○							・主たる事務所所在地の法務局(登記所)発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの	
	構成員に関する事項の変更届出書	第十条第二項【様式第五号】							○				(注3)参照	

種類	提出書類	規程の条文	報告・届出の内容	備考
業務報告	業務等状況報告書	第九条第一項【様式第三号】	毎事業年度の財務状況、研修等人材育成及び住宅リフォーム事業に関する相談等への対応の実施状況並びに構成員の状況	・毎事業年度の終了後三月以内に提出する必要があります。
解散	解散届出書	第十一条【様式第六号】	解散したとき	(注2)参照
登録抹消	登録抹消申請書	第十六条第一項第十号【様式第七号】	登録を抹消したとき	・返信用封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)を添付する必要があります。

(注1) 提出する部数は、正本1部。

(注2) 登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に提出する必要があります。

(注3) 構成員の名簿は、変更・名簿に変更があった四半期ごと(3.6.9.12月末の基準日時点の状況について、基準日から3週間以内)に提出する必要があります。

(注4) 登録の変更のために、その他書類を必要に応じて求める場合があります。

(注5) 規程第7条第1項に該当する事由の有無の審査のため、登録を実施するために提出した書類に記載の情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。